

平成28年第11回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成28年11月10日、午後1時30分に朝倉市朝倉支所大会議室において、第11回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は37名

1 番	小林 敏生	20 番	羽野 勝己
2 番	松尾 彰	21 番	伊藤 猛
3 番	田中 諭	22 番	田子森 博美
4 番	山崎 信	23 番	櫻木 キクエ
5 番	後藤 干城	24 番	原田 俊昭
6 番	櫻木 和雄	25 番	石井 隆壽
7 番	井上 良夫	26 番	西川 幸男
8 番	窪山 茂隆	27 番	穴見 義夫
9 番	田中 眞知子	28 番	宮本 保孝
10 番	釜堀 豊	29 番	井手 峯勝
11 番	徳永 辰雄	30 番	大隈 弘子
12 番	高着 土良	31 番	森 洋
13 番	矢野 忠徳	32 番	和佐野 光晴
14 番	古川 ますみ	33 番	徳田 清則
15 番	田中 学	34 番	日吉 慶一
16 番	鶴川 昌洋	35 番	小嶋 嘉則
17 番	大山 源次	36 番	才田 正晴
18 番	樋口 博幸	37 番	森部 賢一
19 番	橋本 計		

3. 付議事項

- ・報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2 号 農地改良届出について
- ・議案第 1 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2 号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ・議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ・議案第 6 号 農用地利用集積計画（特例事業）について
- ・議案第 7 号 農地中間管理権の取得に関する協議の勧告について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 高 岩 浩 司

6. 本会議に出席した事務局職員 事務局長 石 橋 一 良

係 長 高 岩 浩 司

事務吏員 松 尾 康 年

事務吏員 寺 岡 滝 治

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 内 田 光 徳

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成28年第11回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
ただ今の出席委員は37名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に33番 徳田委員、34番 日吉委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 1頁をお願いします。6頁まで計37件ございます。議案朗読をもって説明。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から報告番号37番までについて、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 7頁をお願いします。議案朗読をもって説明。2件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。11番 徳永委員。
- 11番 (徳永委員) 番号1番について説明します。理由は、道路の高さまで、地上げを行い高さを整えることにより耕作の利便性を良くするものであります。別に問題はないと思います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。34番日吉委員。
- 34番 (日吉委員) 審議番号2番について説明します。隣地を自己用住宅に転用するに当たり、宅地と同じ高さまで地上げして耕作の利便性を良くし、畑として利用するものです。別に問題はないと思います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 8頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。本日は、農業振興課の担当者が出席しておりますので、説明を求めます。
- 担当者 (内田) 詳細について説明。この計画については、申請者全員について確認しましたが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局及び担当者の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認といたします。
- 議 長 次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。
- 事務局 (寺岡) 11頁をお願いします。議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は32番和佐野員です。あっせん委員の推薦をお願いします。
- 32番 (和佐野委員) 2番松尾委員と24番原田委員にお願いしたいと思います。
- 議 長 2番松尾委員よろしいですか。

2 番 (松尾委員) はい、了解いたしました。
議 長 2 4 番原田委員よろしいですか。
2 4 番 (原田委員) はい、了解いたしました。
議 長 それでは、審議番号 1 番のあっせん委員に 2 番松尾委員、2 4 番原田委員、3 2 番和佐野委員を選任します。よろしくお願ひします。
事務局 次に、審議番号 2 番について、事務局の説明を求めます。事務局。
議 長 (寺岡) 審議番号 2 番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。
事務局の説明は終わりました。審議番号 2 番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は 2 2 番田子森委員と 3 1 番森委員です。あっせん委員の推薦をお願ひします。
2 2 番 (田子森委員) 2 0 番羽野委員にお願ひしたいと思ひます。
議 長 2 0 番羽野委員よろしいですか。
2 0 番 (羽野委員) はい、了解いたしました。
議 長 それでは、審議番号 2 番のあっせん委員に 2 0 番羽野委員、2 2 番田子森委員、3 1 番森委員を選任します。よろしくお願ひします。
事務局 次に、審議番号 3 番について、事務局の説明を求めます。事務局。
議 長 (寺岡) 審議番号 3 番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。
事務局の説明は終わりました。審議番号 3 番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は 2 5 番石井委員です。あっせん委員の推薦をお願ひします。
2 5 番 (石井委員) 1 3 番矢野委員と 2 6 番西川委員にお願ひしたいと思ひます。
議 長 1 3 番矢野委員よろしいですか。
1 3 番 (矢野委員) はい、了解いたしました。
議 長 2 6 番西川委員よろしいですか。
2 6 番 (西川委員) はい、了解しました。
議 長 それでは、審議番号 3 番のあっせん委員に 1 3 番矢野委員、2 5 番石井委員、2 6 番西川委員を選任します。よろしくお願ひします。
事務局 次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。
議 長 (河辺) 1 2 頁をお願ひします。議案朗読をもって説明。1 5 頁まで 1 1 件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。
事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。3 6 番才田委員お願ひします。
3 6 番 (才田委員) 審議番号 1 番について説明します。理由は、子どもから父親への贈与です。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は許可といたします。
事務局 次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。2 7 番穴見委員お願ひします。
2 7 番 (穴見委員) 審議番号 2 番について説明します。
理由は、申請農地に隣接して譲受人の農地がありますので経営規模拡大によるものと譲渡人の離農によるものです。何ら問題はないと思ひます。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は許可といたします。
事務局 次に、審議番号 3 番について、担当委員の説明を求めます。2 番松尾委員。

- 2 番 (松尾委員) 審議番号3番について説明します。理由は、母親から子への贈与であります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。31番森委員。
- 31番 (森委員) 審議番号4番について説明します。譲受人の経営規模拡大によるものと譲渡人の離農によるものです。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。18番樋口委員。
- 18番 (樋口委員) 審議番号5番について説明します。理由は、譲受人の経営拡大と譲渡人の耕作不便によるものであります。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。25番石井委員。
- 25番 (石井委員) 審議番号6番について説明します。理由は、相手方の経営縮小と譲受人の経営拡大によるものであります。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。26番西川委員。
- 26番 (西川委員) 審議番号7番について説明します。理由は、父親から子供への贈与であり何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。11番徳永委員。
- 11番 (徳永委員) 審議番号8番について説明します。理由は、父親から子供への贈与であり何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。
次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。16番鶴川委員。
16番 (鶴川委員) 審議番号9番について説明します。相手方の要望と譲渡人の労力不足によるものです。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。
次に、審議番号10番について、新規就農者の案件です。本日、午前10時30分より会長、副会長、担当委員にて面接を行っております。それでは、担当委員の説明を求めます。14番古川委員。
14番 (古川委員) 審議番号10番について説明します。理由は、譲渡人の労力不足によるものと、譲受人の新規就農によるものであります。今回、新規就農される〇〇さんは、元々、県外の方で現在は奥さんの実家である市外の〇〇に住んでおりますが通作時間は30分程度であり問題がないと思われまふ。定年退職により就農されたいということでの申請となっております。営農指導については、隣接農地の方に相談して営農されるそうです。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
2番松尾委員。
2番 (松尾委員) 新規就農という事ですが、作付は何をされるのでしょうか。
14番 (古川委員) 富有柿や大豆、甘薯類の計画になっております。
議長 他に、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。
次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。1番小林委員。
1番 (小林委員) 審議番号11番について説明します。理由は、譲渡人の労力不足による相手方の要望であります。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。
議長 ここで、休憩いたします。

〈休憩 14:55～15:10〉

議長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。
事務局 ここで、議案第4号、第5号の審議に入ります前に、現地のビデオを放映します。
(松尾) 議案第4号及び第5号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、概要等説明。

〈事務局 説明終了後〉

- 議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 16頁をお願いします。議案朗読をもって説明。2件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。33番徳田委員。
- 33番 (徳田委員) 審議番号1番について説明します。理由は、アパート経営による家賃収入を得るため、集合住宅を建築するもの生活排水は公共下水へ雨水排水は既存側溝へ流します。農用地区域内、第3種農地です。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
- 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。
- 19番 (橋本委員) 審議番号2番について説明します。一時転用(農地改良とその作業用仮設道)土地が低く水はけが悪いため地上げを行い、畑として利用するものです。農用地区域内、農用地区域内農地です。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。1番小林委員。
- 1番 (小林委員) 申請地は、〇〇跡地内の農地ですが〇〇の計画があったと思いますが。
- 19番 (橋本委員) 今回の申請地は、農地として利用を行うための申請となっております。
- 議 長 他に、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
- 17頁をお願いします。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 17頁をお願いします。議案朗読をもって説明。5件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。33番徳田委員。
- 33番 (徳田委員) 審議番号1番について説明します。株式会社〇〇が貸家経営による家賃収入を得るため、貸家住宅を建築するものです。契約は売買です。農地区分第3種農地で用途地域が定められている農地です。生活排水は公共下水へ雨水は既設水路へ流します。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
- 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。
- 8番 (高着委員) 審議番号2番について説明します。申請内容は、自己用一般住宅です。現居宅が築50年で老朽化し、夫が死亡して1人のため、娘の土地を借りて娘夫婦の住宅の隣に自己用住宅を建築するものです。生活排水は公共下水へ雨水は既存溜桝にて処理されます。第3種農地で用途地域が定められている農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
す。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。10番釜堀委員。
- 10番 (釜堀委員) 審議番号3番について説明します。申請内容は、自己用一般住宅です。現在の
居宅を息子夫婦に譲るため、自己用住宅を建築するものです。生活排水は処理をされて既存
の排水に流されるそうです。その他の農地に該当。農用地区域外、第1種農地です。ご審議
方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
す。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
次に、18頁です。審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。18番樋口委員。
- 18番 (樋口委員) 審議番号4番について説明します。申請内容は、自己用一般住宅です。現在、
借家住まいのため、母の土地を借りて自己用住宅を建築するものです。生活排水等について
は合併浄化槽にて処理し既存水路へ流します。農用地区域外、第1種農地、農地法の運用に
ついては、集落接続に該当します。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
す。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。34番日吉委員。
- 34番 (日吉委員) 審議番号5番について説明します。申請内容は、自己用一般住宅・事務所・車
庫・倉庫で、現居宅を隣接工場の拡張に伴い売却するため、自営店舗近くに自己用一般住宅・
車庫・事務所・倉庫を建築するものです。申請人はコンビニエンスストアを経営されていま
すので自宅横に事務所や倉庫等により今回の申請面積となっております。生活排水は合併浄
化槽にて処理、雨水は、既存の道路側溝に流します。第2種農地、その他の農地に該当しま
す。問題はないと思います。審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
す。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。
次に、19頁をお願いします。議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」
を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願いします。
事務局。
- 事務局 (寺岡) 19頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 事務局の説明は終わりました。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求めま
すが、私もあっせん委員となっておりますので、議長を才田副会長と交代いたします。
- 議 長 (才田副会長) 議長を交代いたしました。それでは、審議番号1番について、あっせん委員
の補足説明を求めま
審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
9番田中委員。
- 9番 (田中委員) ありません。

議 長 37番森部委員。
37番 (森部委員) ありません。
議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。審議が終わりましたので、議長を森部会長と交代いたします。
議 長 (森部会長) 議長を交代いたしました。ここで、追加議案の上程(じょうてい)を行います。内容については、農地利用意向調査に基づく「農地中間管理権の取得に関する協議の勧告」でございます。提案理由の説明を事務局に求めます。
事務局 (高岩係長) お配りしております追加議案をお願いいたします。議案第7号「農地中間管理権の取得に関する協議の勧告」についての提案理由の説明をいたします。農地法第32条の規定により実施した「利用意向調査」において、同法第36条第1項の規定より「農地中間管理権の取得に関する協議の勧告」を行うこととなっています。それを受けて、平成27年度実施した利用意向調査において、農業上の利用が図られていない場合、農業委員会による協議の勧告を行うため農業委員会にて承認が必要であり農地中間管理機構よりの回答が議案発送後にまいりましたので急遽、追加議案として上程をいたしております。
議 長 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。追加議案が上程されましたので、会議規則第9条に基づき、議案の追加について承認の方の挙手を求めます。賛成多数と認め、議案の追加を認めます。
それでは、議案第7号「農地中間管理権の取得に関する協議の勧告について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局 (高岩係長) 20頁議案第7号「農地中間管理権の取得に関する協議の勧告」をお願いします。
農地法第32条の規定により実施した「利用意向調査」において、同法第36条第1項の規定より「農地中間管理権の取得に関する協議の勧告」を行うこととなっていますが、平成28年度税制改正により、農地の保有に係る課税強化・軽減の措置が講じられたことを踏まえ、農地法施行規則の一部を改正する省令が平成28年5月25日付けで施行されました。それを受けまして、平成27年度実施した利用意向調査において、農業上の利用が図られていない場合、農業委員会による協議の勧告を行い、勧告を受けた農地については、平成29年の固定資産の課税強化が行われることとなります。
一方で、平成21年に制定された「農地法の運用について」が改正され、遊休農地に係る措置に、農業委員会から農地中間管理機構に対する「情報の提供」が設けられました。農地中間管理機構へ、この情報提供を行ったうえで、農地中間管理機構が借受不可の回答をした場合は、協議の勧告の対象外となり、課税強化には至りません。
今回、本市において情報提供した農地については、借受不可の回答を得ましたので、協議の勧告はございません。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長 事務局からの説明は終わりました。議案第7号について、質問や意見はありませんか。
36番才田委員。
36番 (才田委員) 再度、協議の勧告について内容の説明をお願いしたい。
事務局 (高岩係長) 協議の勧告の内容について説明。
議 長 他に質問はございませんか。29番井手委員。
29番 (井手委員) 借受できない農地というのはどういう農地か、また耕作しなければ今後どうなるのでしょうか？
事務局 (高岩係長) 農地中間管理機構へ情報提供をおこなうにあたり、地形的や耕作道、水利関係、整備状況、鳥獣被害等の多くの情報を提供し機構が判断を行うものであります。今後については、優良農地については耕作放棄の解消に向けた指導等の通知を引き続き行うものです。山間部の農地については、周辺の農地に影響がなければ非農地判断もあり得ると思います。
29番 (井手委員) その場合、地権者の同意はどのようになるのでしょうか。
事務局 (高岩係長) 地権者へは、通知等により
議 長 他に質問はございませんか。

全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、議案第7号について、承認の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、議案第7号は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:18)